

現場説明書

1 業務名 武山保育園耐震診断業務委託
2 監督員 都市部 建築計画課

説明事項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 前払金について

前払金 ~~する~~ ~~しない~~
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

3. 部分払について

部分払 ~~する(一回以内)~~ ~~しない~~

4. 継続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について

- ~~(1) 継続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。~~

| 会計年度 | 支払限度額 (委託代金額に対する割合) | 前払金 |
|---------------------|-----------------------------------|--------------------------|
| 初年度(年度) | —% | 支払限度額・委託代金額の% |
| 第2年度(年度) | —% | 支払限度額・委託代金額の% |
| 第3年度(年度) | —% | 支払限度額・委託代金額の% |

- ~~(2) 各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。~~

5. 契約に関する事項について

- (1) 設計図書関係
- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。
- (2) 提出書類関係
- ア 委託代金内訳書 ~~要提出(契約締結後7日以内)~~
提出不要
- イ 工程表 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要
- ウ 着手届 着手後5日以内に提出すること。
- エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。

オ 下 請 負 者 届 下請負を発注の都度、提出すること。
カ 直 営 工 事 届 下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

| | | |
|-----------|---------------|---------------|
| ア 支 給 材 料 | あり | なし |
| イ 貸 与 品 | あり | なし |

(5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

| | | |
|-----------|---------------|----|
| 部分引渡し指定部分 | あり | なし |
|-----------|---------------|----|

6. テクリスの登録について

受託者は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後 10 日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後 10 日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 10 日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が 10 日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

7. 下請負者について

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

8. 一括下請けの禁止について

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

9. 技術的事項について (別紙)

業 務 委 託 仕 様 書

| | |
|------|-------------------------------|
| 業務名 | 武山保育園耐震診断業務委託 |
| 施行場所 | 横須賀市武4丁目17番1号 |
| 履行期間 | 令和6年2月2日 |
| 委託概要 | 本業務は、武山保育園耐震診断業務 |
| | を委託するものである。 |
| | |
| 注意事項 | ・ 周辺道路及び指定場所以外は、駐車を含め使用を禁止する。 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

耐震診断業務委託仕様書

1. 適用

この仕様書は、軽量鉄骨造建築物および補強コンクリートブロック造建築物の耐震診断業務の委託に適用する。

2. 準拠する耐震診断基準

本業務は、次の「■」印が付いた基準を準拠して耐震性を判定する。

- 「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説（2011年改訂版）」（一財）日本建築防災協会
- 「軽鋼構造設計施工指針・同解説（2002年）」（一社）日本建築学会
- 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準同解説（2017年改訂版）」（一財）日本建築防災協会

3. 業務内容

本耐震診断の業務内容は、別に定める耐震診断要領によるものとする。

4. 耐震診断実施施設

別紙1に定める施設とし、建物ごとに提出図書をまとめる。

5. 業務計画書

受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、監督員に提出し承諾を受けなければならない。

業務計画書には次の内容を記載する。

- (1) 主たる調査場所、方法、使用機器及び使用材料
- (2) 実施工程表
- (3) 主任技術者は一級建築士取得後2年以上の耐震診断実務経験者とし、構造計算を行う作業スタッフ（一級建築士または二級建築士取得者、又はこれらと同等の資格で、監督員の承諾を得たものとする。）にあっては、その氏名及びその業務経歴を事前に提出し承諾を受けること。
- (4) その他必要な事項

6. 守秘義務

受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

7. 貸与品等

本市は、受託者が業務を行うにあたって必要とする資料を提供するものとし、受託者はその資料の管理については充分注意する。

8. 協議等

この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

9. 業務報告書

報告書の作成に当っては、調査内容の統一性、整合性を保ち、報告内容をまとめ、別紙2により提出するものとする。

耐震診断実施施設

| 施設名 | 所在地 | 構造 階数 | 延床面積 | 建設年度 |
|-------|-----------------|-------------|-----------------------|------|
| 武山保育園 | 武 4 丁目 17 番 1 号 | CB 造 平家 | 307.44 m ² | S 43 |
| 園舎 | | | | |
| 別棟園舎 | | 軽量鉄骨造 平家 | 205.24 m ² | S 55 |

耐震診断業務報告書

(■：提出図書を示す)

| | 名称 | 様式 | 部数 | 備考 |
|---|---|-----|----|----------------------|
| ■ | 業務計画書 | A 4 | 2 | 承諾後、1部返却 |
| ■ | 耐震診断結果報告書 ■ 経年劣化調査 ■ 形状指標検討 ■ 入力準備計算 ■ 既存建築物の耐震診断 ■ 補強案 ■ 予備調査 ■ 本調査 | A 4 | 2 | 黒表紙金文字製本 (注1) |
| ■ | 入力・出力データ | A 4 | 2 | (注2) |
| ■ | 図面再生 | A 2 | 1 | (注3) |
| ■ | 耐震診断評価書(写) | A 4 | 1 | |

※ 診断の速報値を8月下旬までに報告すること。

※ 提出物は、まとめて提出も可とする。1冊の厚みは8cm程度とし、それを超える場合は分冊とすること。

注1 黒表紙金文字製本は、施設毎に作成し、完成検査後に提出すること。

注2 入力・出力データは、CD等の記録媒体で提出する事により1部とすることができる。

注3 図面再生は、原図のほかCAD(AutoCAD2010で正常に読み込めるもの)で作成したデータを提出すること。

※ 記録媒体、ファイル形式については別途協議とする。

耐震診断要領

1. 適用

この要領は、補強コンクリートブロック造建築物及び軽量鉄骨造建築物の耐震診断業務に適用し、本耐震診断の業務内容は別紙3のとおりとする。

2. 予備調査

(1) 建築物の概要

- ・建物の名称、所在地、現在の用途、設計者、施工者、設計年、竣工年
- ・建物の構造規模、構造形式

(2) 関係図書の有無

- ・一般図、構造図、構造計算書、地盤調査報告書

(3) 建築物の履歴

- ・使用履歴、増改築・大規模な模様替えの有無、経年劣化、被災の有無

3. 本調査

補強コンクリートブロック造について

(1) 履歴調査

- ・予備調査の内容を現地で確認する。

(2) 外観調査

- ・目視によりひび割れ、欠損、発錆等の劣化部状況を調査する。
- ・たわみ、建物の傾斜、不同沈下などが観察された場合は実測する。
- ・劣化部等は写真撮影し記録する。

(3) 躯体寸法調査

- ・基礎、耐力壁、臥梁の寸法、形状、配置を調査し、構造図と整合していることを確認する。
- ・調査により不整合があった場合は構造図に反映する。

(4) コンクリート圧縮強度試験

- ・臥梁コンクリートからコアを採取し圧縮強度試験（JIS A 1107）を実施する。
- ・調査箇所は4か所とし、位置は別途協議による。

(5) コンクリートの中性化深さ試験

- ・臥梁コンクリートからコアを採取し中性化試験を実施する。
- ・調査箇所は4か所とし、位置は別途協議による。

(6) 配筋調査

- ・鉄筋探査器により耐力壁の縦筋・横筋間隔、臥梁の主筋・肋筋間隔を調査し、構造図と整合していることを確認する。
- ・調査により不整合があった場合は構造図に反映する。

- ・調査箇所は4か所とし、位置は別途協議による。

(7) コンクリートブロックの種別調査

- ・シュミットハンマーテストによりコンクリートブロックの強度を調査する。
- ・調査の結果、低強度コンクリートであればA種とし、それ以外の場合はB種と判断する。

軽量鉄骨造について

(1) 履歴調査

- ・予備調査の内容を現地で確認する。

(2) 外観調査

- ・目視により発錆等の劣化部状況を調査する。
- ・たわみ、建物の傾斜、不同沈下などが観察された場合は実測する。
- ・劣化部等は写真撮影し記録する。

(3) 軸組および部材寸法調査

- ・柱スパン、階高などの軸組寸法および柱・梁・ブレースなどの部材寸法を計測し、設計図書との相違を調査する。

(4) 接合部の調査

- ・柱・梁・ブレースなどの接合部について、接合部の形状ごとに1か所以上調査をおこなう。
- ・溶接接合部の調査は、溶接種別、隅肉溶接部のサイズと溶接長の測定、ダイアフラムの有無などを調べる。
- ・ボルト接合部の調査は、ボルトの種類、径、本数を調べる。

(5) 柱脚の調査

- ・柱脚のアンカーボルトの径と本数、ベースプレートの板厚と形状、ベースプレートと柱の接合状況などを柱脚の形状ごとに1か所以上調べる。
- ・柱脚がコンクリートで被覆されている場合には、被覆コンクリートをはつり調査をおこない、調査箇所の補修はポリマーセメント又は無収縮モルタルを充填する。

(6) 腐食部の調査

- ・軽量鉄骨造では板厚が薄いため、錆による板厚の減少や断面欠損箇所を調査し、実態を診断に反映する。

4. 診断における留意点

(1) 補強コンクリートブロック造

- ・既存補強コンクリートブロック造建築物の耐震診断および耐震改修を対象とした公的な基準・指針がないため、耐震診断を行なう際には耐力壁の終局強度と靱性指標を適切に計算し、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準同解説」を参考として行なう。

- ・対象建築物に突出部やくびれ等がある場合、耐力壁が偏って配置されている場合には、偏心率や剛重比の計算やゾーニングによる検討等を行なう。

(2) 軽量鉄骨造

- ・部材断面の曲げ耐力の計算には、断面係数 Z を使用する。
- ・鋼材の基準強度は、 $F_y=258\text{N/mm}^2$ 、 $F_u=400\text{N/mm}^2$ とする。
- ・部材・接合部の靱性指標については 1.3 を上限とする。

5. 補強案の作成

(1) 補強コンクリートブロック造

- ・目標とする構造耐震指標値を下回った場合には、簡略な補強案を作成し、その効果を確認する。その際、敷地及び建物内の補強工事における障害の有無も検討する。

(2) 軽量鉄骨造

- ・耐震性能の判定の結果、「地震の震動および衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。又は高い。」となった場合には、簡略な補強案を作成し、その効果を確認する。その際、敷地及び建物内の補強工事における障害の有無も検討する。

6. 図面再生

(1) 意匠図

- ・案内図、配置図、各階平面図、立面図

(2) 構造図

- ・伏図、軸組図

7. 耐震診断評価書の取得

第2次診断法及び精密診断による耐震診断結果について、「横須賀耐震判定委員会」による評価を取得すること。

耐震診断業務内容

(■：業務内容を示す)

| | | 武山保育園 (園舎) | 武山保育園 (別棟園舎) | | | 備考 |
|-----------|-----------------|---------------|-----------------|--|--|------|
| 予備調査 | | ■ | ■ | | | |
| 本調査 | 履歴調査 | ■ | ■ | | | |
| | 外観調査 | ■ | ■ | | | |
| | 躯体寸法調査 | ■ | | | | |
| | コンクリート圧縮強度試験 | ■ | | | | |
| | コンクリートの中酸化深さ試験 | ■ | | | | |
| | 配筋調査 | ■ | | | | |
| | コンクリートブロックの種別調査 | ■ | | | | |
| | 軸組および部材寸法調査 | | ■ | | | |
| | 接合部の調査 | | ■ | | | |
| | 柱脚の調査 | | ■ | | | |
| | 腐食部の調査 | | ■ | | | |
| 診断回数 | | ■ | | | | 2次診断 |
| 耐震診断 | | | ■ | | | 精密診断 |
| 図面再生 | 意匠図 | ■ | ■ | | | |
| | 構造図 | ■ | ■ | | | |
| 耐震診断業務報告書 | | ■ | ■ | | | |
| 耐震診断評価書 | | ■ | ■ | | | (注1) |

注1 判定委員会手数料(¥715,000円(税込))は受託者負担とする。

上記手数料は、園舎及び別棟の合計とする。